



## くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問合せ先へご確認ください。

市役所 TEL 974-3111  
総合案内 FAX 973-9819

### くらし

家屋を取り壊したときの届け出

家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。家屋を取り壊しても届出がない場合には、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合があります。また家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響が出る場合がございます。なお、届出を希望いたしますので、お早めの届出をお願いします。

なお、届出様式については資産税課窓口またはホームページ上からのダウンロードにより入手可能です。

申請 資産税課 ☎973-15394

住生活総合調査にご協力ください

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。



詳しくはこちら→



今回は10月に実施された住宅・土地統計調査にご回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約10.8万世帯が対象になっています。

対象世帯には11月下旬から郵送により調査票が配布されますので、オンラインまたは郵送による回答へのご協力をお願いいたします。

調査開始 11月下旬

調査対象 令和5年住宅・土地統計調査に回答された世帯から抽出した世帯

令和5年住生活総合調査事務局 専用フリーダイヤル

☎0120-11691037

設置時間：11月21日～11月28日

(午前10時～午後6時)※日・月除く

うるま感動クーポン券の利用期間について

市内の世帯へ配布している「うるま感動クーポン券」は利用期限までにご利用ください。なお、利用期間後のご利用はできませんのでご注意ください。

利用期限 令和5年12月31日(日)まで

申請 うるま感動クーポン券運営事務局 ☎954-16486

## 教室・講座

認知症サポーター養成市民講座のご案内

認知症の知識、認知症の方への正しい接し方を学び、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者になりませんか？市民講座では、これまで10代～80代までの幅広い年齢層のサポーターが誕生しています。

日時 ①11月21日(火) ②12月19日(火)

午後2時～4時

①②いずれかお申込みください

場所

①ゆらてく ②石川保健相談センター1階

対象 18歳以上のうるま市民

定員 15名 参加料 無料

申込期限 ①11月16日(木) ②12月14日(木)

午前9時～午後4時

※定員に達し次第締め切り

申請 介護長寿課 地域支援係

☎973-15112

スポーツ指導者研修会 『子どものスポーツにおけるハラスメントとは』

市内の少年スポーツ団体(チーム)の活性化や、指導者の育成を目的に研修会を開催します。「どこまでが指導で、どこからがハラスメントなのか」など、ハラスメント防止のための基礎を学びます。

日時 11月17日(金) 午後7時～9時

対象 市内の少年スポーツ団体(チーム)の指導者や保護者、スポーツ関係者、一般市民など

## 不法投棄は犯罪です!

懲役5年以下又は罰金1000万円以下(法人は3億円以下)

不法投棄は、市の景観を損なうだけでなく、個人の土地・財産に損害を与える悪質な犯罪行為です。本市でも不法投棄の多い箇所への監視カメラの設置等、不法投棄防止へ努めておりますが、この悪質な犯罪を無くすには皆様のご協力も必要です。自分の土地・財産は自分で守る意識を持ち、みんなで監視の目を光らせ未然防止に努めましょう。また、不法投棄を見かけたらすぐに警察への通報をお願いします。

うるま市不法投棄対策室 ☎923-7682



市スポーツ少年団HP ↓



場所 市役所本庁舎(東棟) 3階大講堂  
定員 80名 参加料 無料  
申込期限 11月10日(金)まで  
申込方法 申込書を提出。個人でお申し込みの方は電話でも可。  
申請 市スポーツ少年団事務局 (スポーツ課内) ☎923-17683